

厚生労働省発子 1201 第 1 号
令和 3 年 1 2 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金については、平成 30 年 10 月 17 日厚生労働省発子 1017 第 5 号本職通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 4 月 1 日より適用することとされたため通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正案	現行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) から (10) (略)</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省} 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この統合補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 保育士資格取得支援事業 ① 保育士資格取得支援事業</p>

(19) 医療的ケア児保育支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添3に定める「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

①、② (略)

(20) (略)

(21) 保育所等における要支援児童等対応推進事業
(略)

(22) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」(平成29年4月28日雇児発0428第4号)の別添2に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市又は中核市(以下この号において「指定都市等」という。)が実施する事業
- ②、③ (略)

(19) 医療的ケア児保育支援モデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添3に定める「医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市又は中核市(以下この号において「都道府県等」という。)が実施する事業
- ② 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添4に定める「家庭支援推進保育事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(29) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添8に定める「保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(21) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」(平成29年4月28日雇児発0428第4号)の別添3に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市又は中核市(以下この号及び次の各号において「指定都市等」という。)が実施する事業
- ② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業

			び賃借料、備品購入費					び賃借料、備品購入費	
3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円</p> <p>2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1) コーディネーターを1名配置する場合 1市町村当たり年額 4,183,000円</p> <p>(2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1市町村当たり年額 8,183,000円</p>	<p>3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2	3歳児受入れ等連携支援事業	<p>1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円</p> <p>2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1) コーディネーターを1名配置する場合 1市町村当たり年額 4,183,000円</p> <p>(2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1市町村当たり年額 8,183,000円</p>	<p>3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2		
医療的ケア児保育支援事業	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 <u>1か所当たり 年額 5,320,000円</u></p> <p>(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 <u>1か所当たり 年額 4,960,000円</u></p> <p>2. 加算分単価 <u>(1) 研修受講支援加算</u> <u>1か所当たり 年額 300,000円</u></p> <p><u>(2) 保育補助者配置加算</u> <u>1か所当たり 年額 2,160,000円</u></p> <p><u>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算</u> 1自治体当たり 年額 <u>2,160,000円</u> <u>※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治</u></p>	<p>医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金</p>	1/2	医療的ケア児保育支援モデル事業	<p>1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 <u>1自治体当たり 年額 7,915,000円</u></p> <p>(2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 <u>1自治体当たり 年額 7,365,000円</u></p> <p>2. 加算分単価 <u>(1) 医療的ケア児保育支援者配置加算</u> 1自治体当たり 年額 <u>2,100,000円</u></p>	<p>医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補</p>	1/2		

		<p><u>体当たり年額 130,000 円を加算する。</u></p> <p><u>(4) ガイドライン策定加算</u> 1 自治体当たり 年額 <u>560,000 円</u></p> <p><u>(5) 検討会等設置加算</u> <u>1 自治体当たり 年額 360,000 円</u></p>	及び交付金			<p><u>(2) ガイドライン策定加算</u> 1 自治体当たり 年額 <u>550,000 円</u></p>	助金及び交付金	
家庭支援推進保育事業	<p>1 か所当たり <u>3,867,000 円</u></p> <p><u>※ただし、特に配慮が必要な家庭における児童を 40%以上受け入れている保育所等であって、外国人子育て家庭の児童が 20%以上である保育所等が実施する場合、1 か所当たり <u>7,734,000 円</u></u></p>	<p>家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	家庭支援推進保育事業	1 か所当たり <u>3,846,000 円</u>	<p>家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1 か所当たり年額 4,567,000 円	<p>保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	保育所等における要支援児童等対応推進事業	1 か所当たり年額 4,567,000 円	<p>保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	

			料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
3歳児受入れ等連携支援事業	1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2		3歳児受入れ等連携支援事業	1. 3歳児受入れ連携支援事業 1か所当たり 年額 4,549,000円	3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
医療的ケア児保育支援事業	1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 <u>1か所当たり 年額 5,320,000円</u> (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 <u>1か所当たり 年額 4,960,000円</u> 2. 加算分単価 <u>(1) 研修受講支援加算</u> <u>1か所当たり 年額 300,000円</u> <u>(2) 保育補助者配置加算</u> <u>1か所当たり 年額 2,160,000円</u> <u>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算</u> 1自治体当たり 年額 <u>2,160,000円</u>	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃	2/3		医療的ケア児保育支援モデル事業	1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 <u>1自治体当たり 年額 7,915,000円</u> (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 <u>1自治体当たり 年額 7,365,000円</u> 2. 加算分単価 <u>(1) 医療的ケア児保育支援者配置加算</u> 1自治体当たり 年額 <u>2,100,000円</u>	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、	2/3

		<p>※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額 130,000 円を加算する。</p> <p>(4) ガイドライン策定加算 1自治体当たり 年額 560,000 円</p> <p>(5) 検討会等設置加算 1自治体当たり 年額 360,000 円</p>	借料、備品購入費、補助金及び交付金					使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	
家庭支援推進保育事業	<p>1か所当たり 3,867,000 円</p> <p>※ただし、特に配慮が必要な家庭における児童を 40%以上受け入れている保育所等であって、外国人子育て家庭の児童が 20%以上である保育所等が実施する場合、1か所当たり 7,734,000 円</p>	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2	家庭支援推進保育事業	1か所当たり 3,846,000 円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 / 2		
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1か所当たり年額 4,567,000 円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使	2 / 3	保育所等における要支援児童等対応推進事業	1か所当たり年額 4,567,000 円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使	2 / 3		